

別記様式

総合教育会議発議書

令和7年8月25日

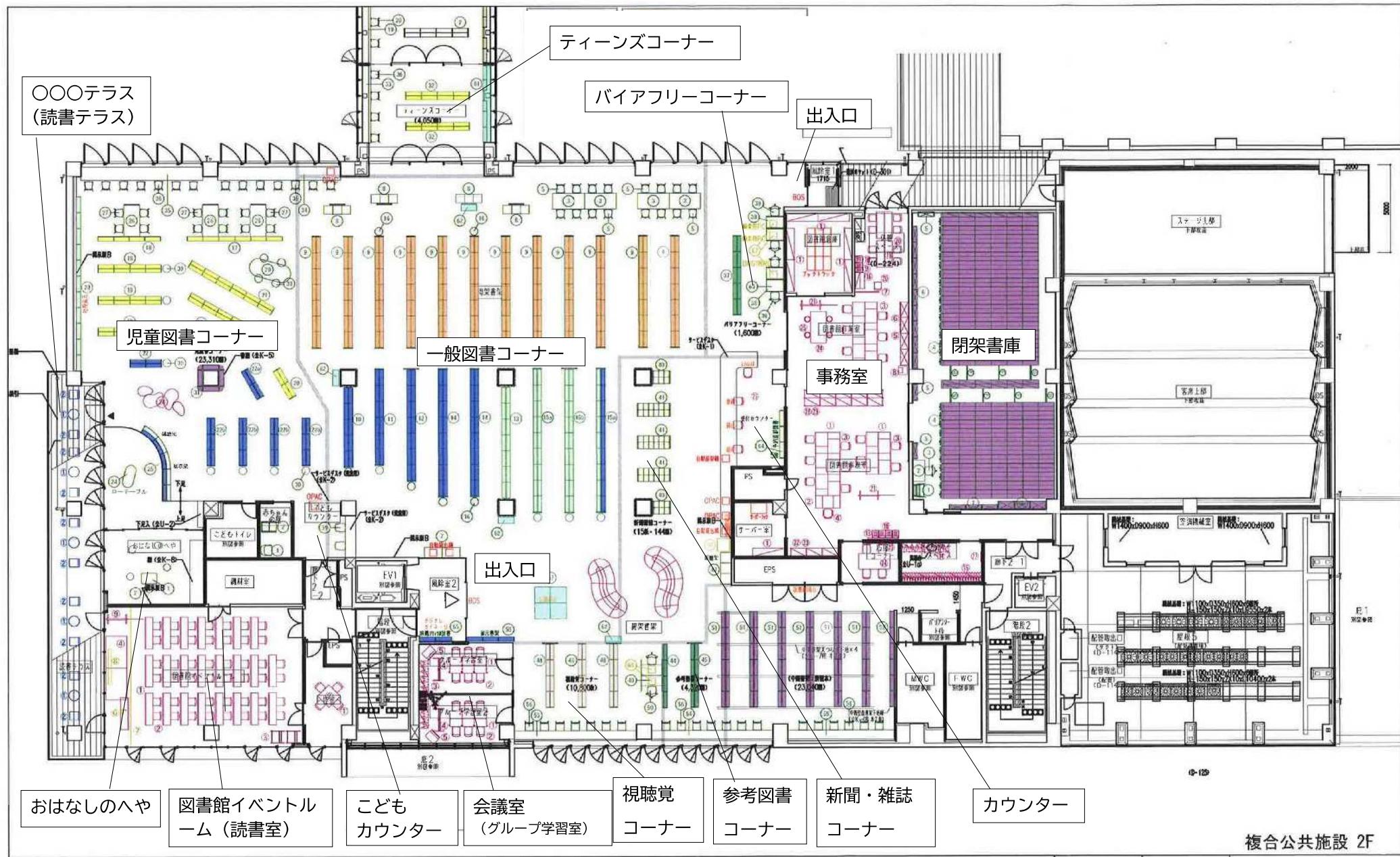
発議者　社会教育課　図書館長　芹澤　利也

協議事項	三芳町図書館協議会の協議結果について
要　旨	下記の諮問案件に係る協議結果及び答申要旨について報告します。 諮問案件『三芳町立図書館の所管の移管について』 『三芳町立図書館関連例規の制定、改定及び廃止について』
付議事項	
連絡事項	

*必要に応じて関係書類を添付すること。

施設について

資料 1



藤久保地域拠点施設 基本理念

～集い・学び・育つ～
輝く 未来創造拠点

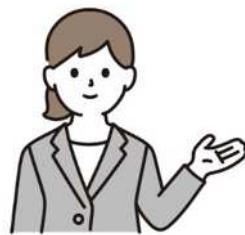
藤久保地域拠点施設 コンセプト

- ・町のランドマーク（象徴）となる文化創造の場
- ・まちづくり機能のつながり
(教育・子育て、健康・福祉、市民活動、情報発信…)
- ・地域交流、学び、活動の広がり（すべての人の居場所に）
- ・活力と賑わいの創出（イベント、民間施設との融合）

PFI-BTO方式とは

➡ 民間事業者が施設を建設した後、施設の所有権を町に移したうえで、施設の運営を行うもの

民間企業が担う部分

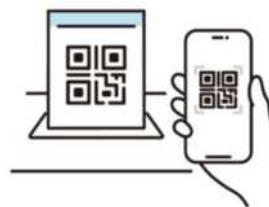


総合案内・貸館業務



施設管理(点検・清掃・修繕等)

施設の維持管理や技術力



新しい技術の提案・提供



設計・建設・工事監理

町職員が担う部分



支援・相談対応

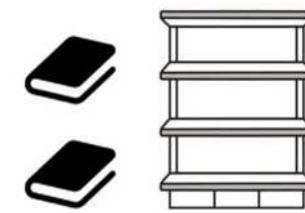


運営業務

町直営による運営全般



事業の企画・実施



図書館サービス・選書等

PFI = Private Finance Initiative

公共事業を民間の資金や経営能力、技術を活用して行う手法です。
公共施設の設計、建設、維持管理、運営などを民間の力で効率的に行うこと
を目的としています。

- ➡・公共サービスの向上
 - ・事業コストの削減
 - ・地域経済の活性化
 - ・自治体財政負担の軽減

PFIにおけるBT0方式の概要

Build : 民間事業者が資金を調達し、公共施設の設計・建設を行います。

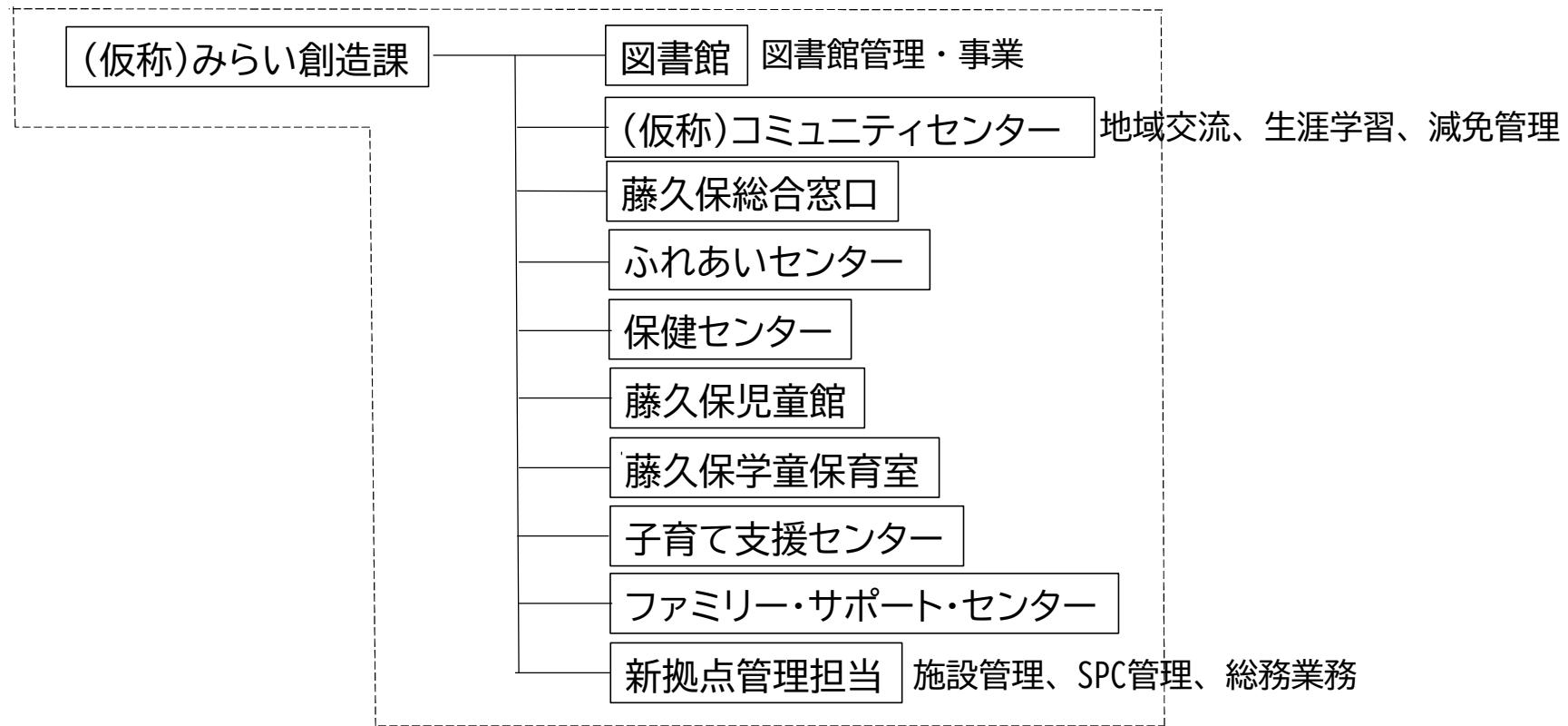
Transfer : 建設が完了すると、施設の所有権は公共に移転されます。

Operate : 民間事業者は、施設の維持管理・運営を継続します。

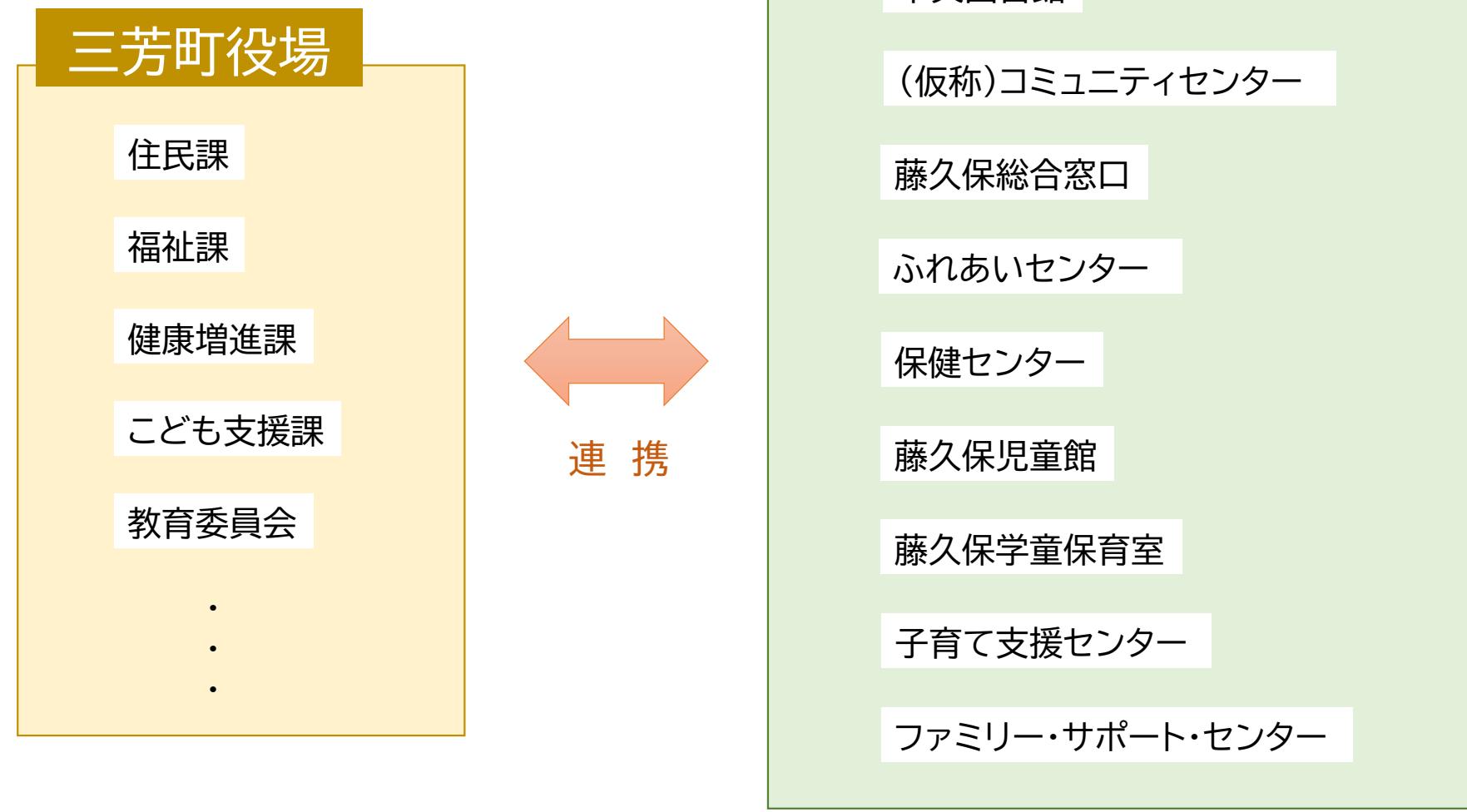
藤久保地域拠点施設の管理体制

資料4

- ◆ 新たな拠点施設を、新たな課として設置
- ◆ 図書館は町長部局へ移管



藤久保地域拠点施設の連携体制





1 新しい施設になる事への成果

資料 5

➤ 地域交流、学びの新たな広がり

新しい利用者が増えることで交流の幅が広がり、様々な学びの機会が広がる場となる。

➤ シンボル的な文化創造の場

町の特徴的な施設として、これまでの取組に磨きをかけ、新たなステージでの文化創造が広がる場となる。

➤ まちづくり分野間の連携

教育、子育て、健康・福祉、防災等の地域活動等に柔軟に連携し、新たな事業展開を進める場となる。





2 図書館の運営について

資料 6

➤ 新施設における図書館事業

- 新たな利用拡大による「よみ愛・読書のまち」の更なる普及
- 図書館を核としたまちづくりにおける事業展開
- 団体・ボランティア等の担い手の新たな広がり

➤ 社会教育施設としての取組

- 新たな事業をコーディネートする職員や質の高い司書の確保と研修
- 司書連絡会や学校図書館教育推進委員会等との連携継続
- 教育委員会との意見交換の場の確保



【府内意思決定のプロセス】

藤久保地域拠点施設運営検討部会による協議検討

(4月～11月)

藤久保地域拠点施設検討会議へ結果報告

以降、検討会議により進行

【府内意思決定の時期】

素案の確定 11月

- ・関係条例
 - ・組織機構
 - ・関係予算
- 住民説明・パブコメ 12月 → 3月議会

	運営検討部会	図書館協議会
4月	第1回 ・検討部会の立ち上げ ・内容確認、スケジュール確認	
6月	第2回 ・組織機構 (案) ・設置条例等 (案) ・減免規定 (案) ・予算組立 (案)	
7月	～関係分野ごと協議検討～	第1回 ・三芳町立図書館の所管の移管について (協議) ・三芳町立図書館関連例規の制定、改定及び廃止について (協議) ・答申書策定～答申
8月		
9月	第3回 ・組織機構 策定 ・設置条例等 策定 ・減免規定等 策定 ・予算組立 策定 ～関係分野ごと協議検討～	・定例教育委員会 ・総合教育会議
	第4回	

11月

- ・検討部会報告とりまとめ
- ・検討会議への結果報告

三芳図発第 98 号
令和7年7月11日

三芳町図書館協議会
会長 笛木 隆雄 様

三芳町立図書館
館長 芹澤 利也



諮 問

町では府内合議機関において、令和8年9月に開館予定の「藤久保地域拠点施設」についての運営に係る協議検討を進めており、組織・機構や法規を軸に、本年11月を目途に施設運営体制を策定することとしています。

そうした中、複合公共施設に整備予定の「地域交流ゾーン」については、より広範な公の施設としての「(仮称) 地域交流センター」を設置する旨の方針が示されました。

貴協議会において、「(仮称) 地域交流センター」の核として移転する図書館の所管及び例規制定等についてご審議いただきますようお願い申し上げます。

図書館法第14条第2項の規定に基づき、下記の事項について答申をいただきたく諮問いたします。

記

諮問事項

- 「三芳町立図書館の所管の移管について」
- 「三芳町立図書館関連例規の制定、改定及び廃止について」

令和7年8月2日

三芳町立図書館
館長 芹澤 利也 様

三芳町図書館協議会
会長 笛木 隆雄



「三芳町立図書館の所管の移管について」及び「三芳町立図書館関連例規の制定、改定及び廃止について」(答申)

三芳町図書館協議会は、令和7年7月11日付け三芳図発第98号にて三芳町立図書館長より質問を受けた標記の件を協議しその結果について、下記のとおり答申します。

記

●三芳町立図書館の所管の移管について

三芳町の図書館は、平成28年に「よみ愛・読書のまち」宣言を行い、子どもから高齢者まで生涯にわたり読書に親しみ、読み合う喜びを共感できるまちづくりを進めていただいている。貸出では、人口1人当たりの貸出冊数が県内で23年連続1位となっており、だれもが本の魅力に親しめる環境を整えていただいている。さらに児童サービスを中心に特色を出し、学校等との連携やボランティア育成に注力し良好な関係を築き、読書の動機づけ事業において特に好評を得られています。来年度、藤久保地域拠点施設に移転するにあたり、新施設を地域の拠点として図書館を核としたまちづくりにおける事業展開を新たに行うことなどを考慮し、図書館の所管を教育委員会部局から町長部局に移し、一元化し新たな事業推進を行い発展させていくことについては理解できます。ただし、教育委員会部局から町長部局へ図書館運営を移管するメリット・デメリットについて改めて精査を行っていただくとともに、今後につきましては、児童への動機づけ事業を始め、各年齢に向けた事業の展開を継続的・発展的に行っていただき、生活に役立つ図書館として運営していただくことを望みます。

また、移管の有無に関わらず、今後も広く町民の意見を聞きながら図書館運営を進めるとともに、職員の人員確保や適正配置、職員の資質向上に努め、ボランティアと図書館との連携等を継続し読書の動機づけ事業を推進していただき、引き続き直営での図書館運営を望みます。

●三芳町立図書館関連例規の制定、改定及び廃止について

移管となる場合、新たに制定する必要が生じる「三芳町教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例」及び「社会教育法に規定する特定事務を定める規則」については、事務局より提示された案の内容で問題無いと思われる。例規審査などを経て最終決定した条例等を協議会にて報告していただきたい。

また、図書館運営に特に関係する「三芳町立図書館の設置及び管理に関する条例」・「三芳町立図書館運営規則」・「三芳町図書館協議会条例」・「三芳町図書館運営相談員設置規則」について、移管をする場合に必要となる例規の制定、改定及び廃止についても、事務局より提示された案の内容で問題無いと思われる。今後、その他関連条例、規則、要綱についても、関係課と協議し、必要により改定等を行い、最終決定した条例等を協議会にて報告していただきたい。